

延長されました
9月末まで

生活資金の特例貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩み方に向けて、生活福祉資金のうち以下の貸付について、特例貸付を実施します。

緊急小口資金（休業された方向け）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- ◇ 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※従来の低取得世帯等に限定した取扱を拡大
- ◇ 貸付上限額 20万円以内（注1）
- ◇ 据置期間(償還開始までの期間) 1年以内 ※従来の2月以内とする取扱を拡大
- ◇ 償還期間 2年以内 ※従来の1年以内とする取扱を拡大
- ◇ 貸付利子 無利子

（注1）長期に渡り収入の減収が見込まれる場合

総合支援資金（失業された方等向け）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

- ◇ 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ◇ 貸付上限額 ・2人以上世帯 月20万円以内
・一人世帯 月15万円以内
- ◇ 貸付期間 原則3カ月以内
- ◇ 据置期間(償還開始までの期間) 1年以内 ※従来の6月以内とする取扱を拡大
- ◇ 償還期間 10年以内
- ◇ 貸付利子 無利子

いずれもお申込みには、印鑑（認め印可）、住民票（本籍記載、続柄記載、世帯全員分）、身分証明書（運転免許証、健康保険証等）、振込先の通帳の他に、給与の減収や失業したことが分かる資料が必要となります。

なお、一度お電話をいただき相談予約の上お越しく下さい。

お問い合わせ先

糸島市社会福祉協議会 電話 092-324-1660

住所：糸島市潤一丁目22番1号（糸島市健康福祉センターあごら内 ※月曜日休館）

受付時間 火曜日から金曜日 8:30～17:00 また、郵送対応も可能です

※土曜日及び日曜日に相談希望の方は、火～金曜日に電話でご連絡ください。